

福井県文化財保存活用大綱の骨子（案）

1 文化財の現状と課題

○過疎化・少子高齢化による文化財の滅失・散逸等の危機

- ・無形民俗文化財（伝統芸能等）の休止
- ・美術工芸品の維持管理負担による管理者の変更（個人等から博物館へ）

○指定文化財の件数増による維持管理対応の増加

文化財所有者による行政機関への多種多様な文化財の適切な保存・活用の相談

指定文化財件数の推移

	H12	H17	H22	H27	R1
国指定	156	163	167	175	183
県指定	287	312	340	375	401

人手不足の文化財担当部局の市町では、対応に苦慮

【課題】

- ・地域のコミュニティの変容（過疎化、都市化等）に伴って生じる**地域の文化財の認識不足による保護意識の低下**
- ・少子高齢化等による**文化財の保存継承を担う人材の不足**

国による文化財保護制度の見直し（H31.4文化財保護法改正）

地域における文化財の保存・活用を推進するための総合的・計画的な体制づくり

- ・国－指針（H31.3）
- ・都道府県－文化財保存活用大綱（域内の文化財の保存活用に関する基本的な方針の策定）
- ・市町村－地域計画

2 基本理念

「魅力ある福井の文化財」を未来へつなぎ、愛着と誇りある郷土を目指して

3 大綱の基本的な方針

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 文化財保護意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が文化財に接する機会を増やし、文化財を大切にしていく意識を醸成 | <p>(2) 学校教育等への活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の文化財の担い手を育成するため、体験活動等を通し文化財の理解を深める。 |
| <p>(3) 文化財の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の本質的価値を維持する保存 ・文化財の維持管理のための制度の見直し | <p>(4) 文化財を活かした地域の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、行政機関、NPO法人等が協働し、地域社会全体で文化財を継承していく仕組みづくり |

4 文化財の保存・活用に向けての具体的な施策 ◆・・・新規施策 ◇・・・継続施策

(1) 調査・指定等

地域の文化財を守るため、保存、修理・整備、活用、防災・防犯対策等の基礎資料の充実

- ◆調査成果を報告書やホームページ等で一般に公開し、保存・活用を推進
- ◇未指定の文化財を含め、県内のあらゆる文化財を調査し、所在や特性等を把握（総合調査が不十分な美術工芸品など）
- ◇県の独自性（特殊性）を示す文化財（浄土真宗・曹洞宗等の信仰に関する文化財等）を積極的に指定

(2) 保存（修理・整備等）

確実に次世代へ文化財を継承していくため、文化財の本質的価値の維持

- ◆文化財台帳のデータベース化を推進し、所有者や市町等と情報を共有して、日常管理および防災・防犯対策に活用
- ◇各文化財分野における専門的な知識を有する者の助言を仰ぎ、分野ごとの保存方針を明確化
- ◇文化財の本質的価値を損なわないために、各文化財分野の修理・整備方針を明確化

(3) 活用

文化財の本質的価値を正確に知り、理解を深める

- ◆小中学生を対象として、文化財保護指導委員によるパトロールに合わせた体験活動の開催
- ◇「福井の文化財」ホームページに伝統芸能の動画を掲載する等して内容を充実し、ふるさとについて学ぶ小中学校の授業に活用
- ◇県所有文化財の公開や無形民俗文化財等の鑑賞・体験の促進を図る。

(4) 人材の育成

適切に文化財の保存・活用ができる担い手を育成する仕組みづくり

- ◆市町の文化財保護担当者等を対象とした、大学教授等の有識者による専門的な研修の実施
- ◇地域住民等を対象とした、文化財保護行政を担う専門職員やOB等による地域の文化財についての講座を開催

(5) 市町への支援

各市町それぞれが有している歴史的文化的特徴を生かせる、文化財の保存・活用の推進

- ◇市町が策定する「文化財保存活用地域計画」への指導や助言等の協力
- ◇個別の文化財調査等に係る県職員の技術的な指導・助言等の積極的な支援および学識経験者の紹介

(6) 防災・災害発生時の対応

文化財の防災対策を定め、近隣府県と協力して文化財を救出する対応の構築を図る

- ◆文化財防災・防犯マニュアルを作成・周知し、日常的な管理と非常時の対応の理解を促進
- ◆個々の被災リスク把握のため、市町と協力して文化財防災ハザードマップを作成
- ◇大規模災害時の近隣府県との文化財レスキュー体制への協力と支援要請

(7) 文化財の保存・活用の推進体制

関係機関等による文化財の保存・活用の円滑な仕組みづくり

- ◆行政機関やNPO法人等による文化財所有者などへのサポート体制の構築
- ◇博物館や関係機関等と協働し、専門職員による学校の授業や市民講座等を企画
- ◇文化財の適切な維持管理のため、文化財所有者同士による情報共有や相互間の現地見学会の開催の促進